

岩根 フレースコ FC 父母の会会則

- 第1条 本会は、岩根フレースコFCに所属する少年少女の父母で組織し、活動を全面的に支援するため、岩根フレースコFC父母の会と称する。
- 第2条 本会の本部は、会長宅におく。
- 第3条 本部は次の活動を行う。
- 1) 岩根フレースコFCの活性化を図るための奉仕作業。
具体的な奉仕作業
 - ①練習日における側面からのアドバイス。
 - ②試合当日の少年少女の送迎及び応援。
 - ③少年少女のレクリエーション活動の支援。
 - 2) 親睦を深めるためのレクリエーション。
- 第4条 本会の経費は、会費をもってこれにあてる。
- 1) 会費の使途は、総会運営・活動運営費用の他に、少年少女の練習試合当日の飲食代として充てる。
 - 2) その他必要が生じた場合、臨時会費を徴収することができる。
- 第5条 本会を運営するため次の役員を選出する。
- 1) 会長 1名、 副会長 2名、 会計 1名、 学年別委員若干名
顧問として指導員。
 - 2) 選出方法は、父母間の話し合いによる民主的な方法で行う。
 - 3) 会長、副会長、会計の三役は、特別な事情のない限り最高学年の父母の中から選出する。
- 第6条 役員の任期及び任務は、次のとおりとする。
- 1) 役員の任期は、毎年2月1日より翌年の1月31日までとする。
 - 2) 会長は、本会を代表し指導員との連絡を密にし、本会を統括をすること。
 - 3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故の時は代行する。
 - 4) 会計は、本会の会計事務を処理し、その収支を握る。また、任期満了時に、会計報告をするものとする。
 - 5) 次期役員の選出は、本年度役員の任期中に行うこととする。
- 第7条 総会は、父母の会の最高議決機関とし、年一回会長がこれを召集する。
- 1) 会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
 - 2) 議事は、出席会員の過半数をもってこれを議決するものとする。
 - 3) 次の事項は、総会の議決を得ること。
 - ①会則の変更並びに改廃。
 - ②年度会費の金額決定及び、その徴収方法。
- 第8条 本会は、第1条から第7条の会則をもとに活動するが、少年少女のサッカーを通じて健康な身体と心を養い、友情を深めさせるため指導員と連絡を密にして、少年少女の父母として責任ある父母の会活動を続けるものとする。

この会則は、平成9年2月1日より施行する。